4　合格発表

⑴　短答式筆記試験　平成29年６月12日（月）（予定）

⑵　論文式筆記試験　平成29年９月27日（水）（予定）

⑶　最終合格　平成29年11月９日（木）（予定）

5　受験手続　弁理士試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより、次の書面等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

⑴　受験願書（工業所有権審議会が交付するものを用いること。）

⑵　写真（受験願書提出前３月以内に帽子を着用せず正面から単身で上半身を撮影した、縦4.5cm×横3.5cmの大きさのものを受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑶　12,000円の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）

⑷　弁理士法第11条の規定により各号に定める試験の免除を受けようとする者は、同条各号に該当することを証する以下に掲げる書面

①　第11条第１号を証明する書面　弁理士試験短答式筆記試験合格通知（写し）

②　第11条第２号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知（写し）

③　第11条第３号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知（写し）

④　第11条第４号を証明する書面

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書、大学院修了証明書及び大学院成績証明書

⑤　第11条第５号を証明する書面　特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して５年以上になる者であることを特許庁長官が証明する書面

⑥　第11条第６号を証明する書面

一　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条に規定する修士又は博士の学位を有する者のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した者

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書

二　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条第１項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）

・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書

三　技術士であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第１号から第５号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者

・技術士登録等証明書

四　一級建築士

・一級建築士免許証（写し）（各都道府県の建築士会で原本照合を受けたものに限る。）

五　電気事業法第44条第１項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者

・第一種電気主任技術者免状（写し）又は第二種電気主任技術者免状（写し）

六　薬剤師

・薬剤師免許証（写し）

七　電気通信事業法第46条第３項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者

・電気通信主任技術者資格者証（写し）

八　情報処理の促進に関する法律施行規則第８条第２項の規定により情報処理安全確保支援士試験の合格証書の交付を受けている者

・情報処理安全確保支援士試験合格証明書

九　情報処理の促進に関する法律施行規則第41条において読み替えて準用する同規則第８条第２項の規定により情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第５号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者

・情報処理技術者試験合格証明書

十　司法試験に合格した者

・司法試験合格証明書

※司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第２次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第２次試験を受け、当該試験に合格した者については、司法試験第２次試験合格証明書

十一　司法書士

・登録事項証明書

十二　行政書士

・登録事項証明書

※上記④について、平成29年度弁理士試験に適用される短答式筆記試験一部科目免除資格認定申請及び短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定申請の締切日は、平成29年２月28日（火）とする（消印有効）。

※上記⑥の一及び二について、平成29年度弁理士試験に適用される選択科目免除資格認定申請及び選択科目免除資格仮認定申請の締切日は、平成29年２月28日（火）とする（消印有効）。

※上記⑤及び⑥の三、四、八から十二を証明する書面については、平成29年１月11日（水）から平成29年４月７日（金）までに発行されたものに限る。